

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団スポーツ少年団指導者資格取得費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、スポーツを通じて、少年の心身を鍛練するために設置されたスポーツ少年団を強化育成するため、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団が指導者資格取得に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象資格)

第2条 補助の対象となる資格は、JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、松山市スポーツ少年団に登録している者で、松山市在住者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、講習会の受講料（教材費を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

(1) 1人につき5,000円を上限とし、対象経費が5,000円に満たない場合は、対象経費の額とする。

(2) 講習会の受講者数

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長にスポーツ少年団指導者資格取得費補助金交付申請書（第1号様式）、資格取得計画書（第2号様式）を講習会の開催日の10日前までに提出しなければならない。

2 前項の申請者は、松山市スポーツ少年団を構成する単位スポーツ少年団の代表者とする。

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、スポーツ少年団指導者資格取得費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、資格認定が完了した日から1か月以内（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日まで）に実績報告書（第4号様式）、資格取得者名簿（第5号様式）及び資格取得を証する書類を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、前条の報告書類に添えてスポーツ少年団指導者資格取得計画変更（中止）届（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

（1）講習会等の受講者数に変更が生じた場合

（2）講習会等の受講を取り止めた場合

（審査及び交付）

第9条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 理事長は、補助事業者又は補助対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は補助金を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。